

三好市発注工事における
設計変更ガイドライン
(土 木 工 事 編)

令和2年5月

三 好 市

はじめに

本ガイドラインは、市が行う土木工事の発注において、公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう策定するものです。

目次

1 本ガイドライン策定の背景	P 1
◆土木請負工事の特徴	
◆設計変更の現状(課題)	
◆工事の請負契約とは	
◆発注者・受注者の留意事項	
◆適切な設計変更の必要性	
◆ガイドライン策定の目的	
2 設計変更が不可能なケース	P 3
3 設計変更が可能なケース	P 4
◆図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない(契約約款18条1-1)	
◆設計図書に誤謬又は脱漏がある(契約約款18条1-2)	
◆設計図書の表示が明確でない(契約約款18条1-3)	
◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない (契約約款18条1-4)	
◆発注者からの設計図書の変更に係る指示(契約約款19条)	
◆受注者が工事着手(施工)出来ない(契約約款20条)	
◆受注者からの請求による工期延長(契約約款22条)	
◆発注者の請求による工期短縮(契約約款23条)	
◆「設計図書の照査」の範囲をこえる作業	
◆工事打合簿への概算金額の記載	
4 設計変更手続きフロー	P 9
◆契約約款第18条関係	
◆契約約款第20条関係	
5 関連事項	P12
◆指定・任意の運用	
6 その他	P15
◆通知「条件明示について」	
◆工事請負契約約款<<抜粋>>(第18条～第20条、第22条～第25条)	
◆設計図書の照査の範囲を超えるもの	
◆工事打合簿概算金額記載例	

1 策定の背景

◆ 土木工事の特徴

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な自然条件・環境条件下で生産するという特殊性を有している。

当初積算時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その前提条件を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。

◆ 設計変更の原状(課題)

契約図書（図面・数量総括表・特記仕様書等）に明示されている事項

任意仮設等の一式計上されている事項、あるいは契約図書に明示すべき事項が脱漏・不明確な表示となっている事項

契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約約款の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。

明示すべき前提条件が不明確であるために、その変更対応が問題となっているケースがある。

◆ 工事の請負契約とは

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。（公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条10項を参照）

工事の請負契約は、受注者の「請け負け契約」ではない。発注者と受注者の立場は【対等である】という相互認識が必要。

1 策定の背景

◆ 発注者・受注者の留意事項

発注者

工事発注に当たり、令和2年〇月〇日付け三好市管財第〇号「設計図書の条件明示について（通知）」に記載されている項目の内、該当するものについては、**必ず条件明示するよう徹底する。**

受注者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合は、**発注者と「協議」の上で進めることが重要**



工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

◆ 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金での締結」が示されるとともに、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額の比率が請負代金額に対し、著しく高くなる（例えば、30%を超える。）ような場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

◆ ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

2 設計変更が不可能なケース

- ◆ 下記のような場合は、原則として**設計変更できない**。
(ただし災害時等緊急の場合はこの限りではない。)
- 契約図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工**した場合
- 発注者と「協議」を行っているが、**協議の回答（指示）がない時点で施工**した場合
- 「**承諾**」で**施工**した場合
- 三好市公共工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）・徳島県土木工事共通仕様書（※市では本仕様書を準用している。以下「共通仕様書」という。）に定められた**所定の手続きを経ていない場合**『契約約款第18条～25条、共通仕様書1-1-1-18～1-1-1-20』
- **口頭のみ**の**指示・協議等、正式な書面によらずに施工**した場合
(ただし、軽易なものにあつては、口頭指示によることができる。)
- 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合
- 任意仮設において、施工方法の変更の場合
(ただし、現地条件に齟齬がある場合は除く。)

3 設計変更が可能なケース

- ◆ 下記のような場合においては、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能である。
 - 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
（ただし、所定の手続き（「協議等」）が必要）
 - 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手できない場合
 - 所定の手続きを行い、発注者の「指示」によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
 - 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
 - 受注者の責によらない工期の延長・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき

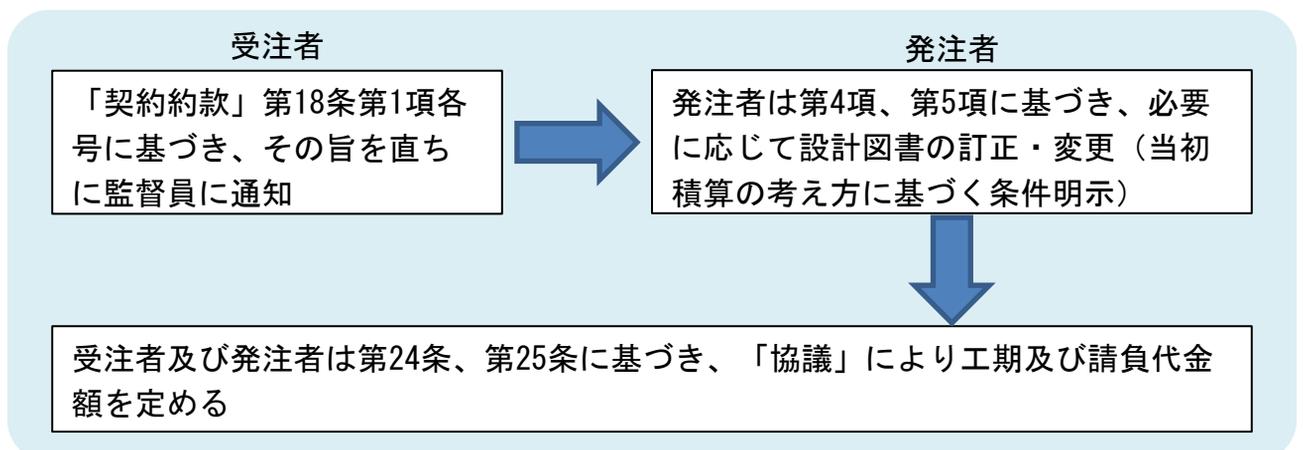
- ※ ただし、設計変更や変更指示書による指示にあたっては、次の事項に留意する。
 - 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
 - 当該工事での変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
 - 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。（変更指示書によるものを除く。）

3 設計変更が可能なケース

契約約款各条項に該当する具体例を次に例示する。

◆ 契約約款第18条に該当（条件変更等）

- 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（第1項1号）
- 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第1項2号）
 - 例）条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。
 - 例）図面に設計寸法の明示がない。
 - 例）地下水位に関する一切の条件明示がない。
 - 例）設計図書に使用材料の規格が記載されていない。
 - 例）交通整理員についての条件明示がない。等
- 設計図書の表示が明確でない場合（第1項3号）
 - 例）土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。
 - 例）図面と工事数量総括表の記載事項が合致しない。
 - 例）水替工実施の記載はあるが、運転条件（作業時排水・常時排水）について不明確。等
- 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。（第1項4号）
 - 例）設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない。
 - 例）地下水位が現地条件と一致しない。
 - 例）交通誘導員の人数等が規制図と一致しない。
 - 例）所定の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない。
 - 例）その他、新たな制約等が発生した場合 等
- 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。



3 設計変更が可能なケース

◆ 契約約款第19条に該当（設計図書の変更）

- 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合

◆ 契約約款第20条に該当（工事の中止）

- 受注者の責に帰す責に期することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合

例) 関係機関協議が未了のため工事に着手出来ない。

例) 掘削中に予見出来ない埋設物が発見された。

例) 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合。

例) 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。

例) 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。

例) 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合。

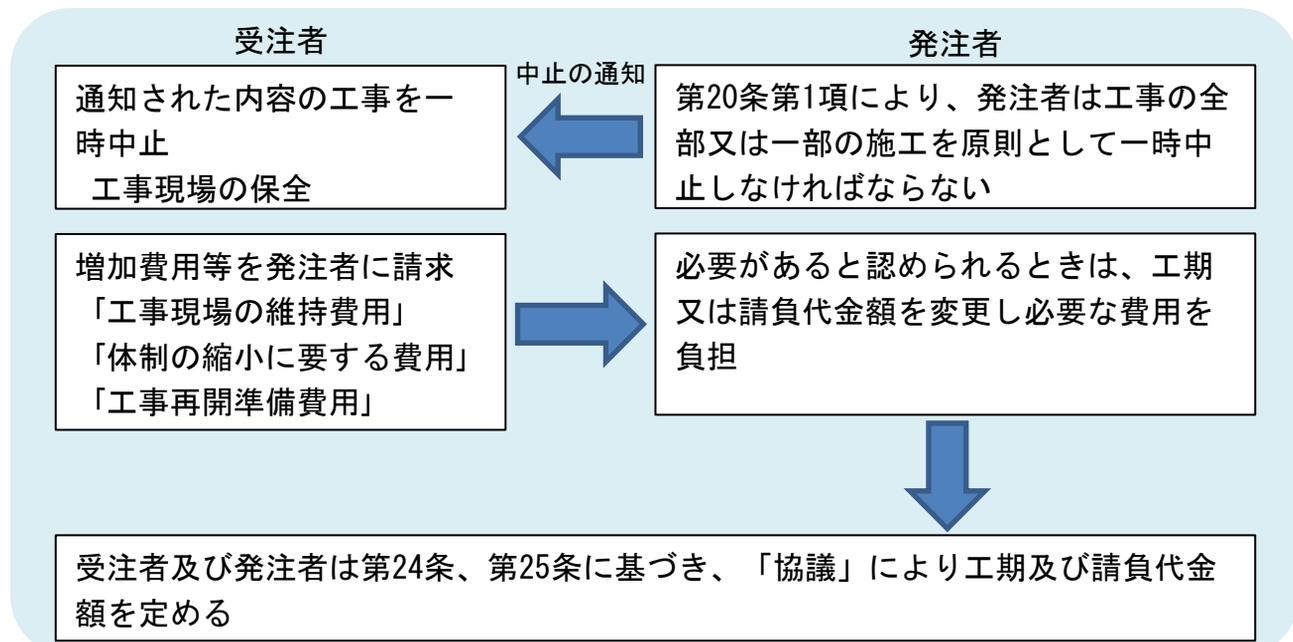
例) 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。

例) 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合。

例) 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合。

例) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合。

例) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり落盤、火災、反対運動等の妨害活動、埋蔵文化財の発見。 等



3 設計変更が可能なケース

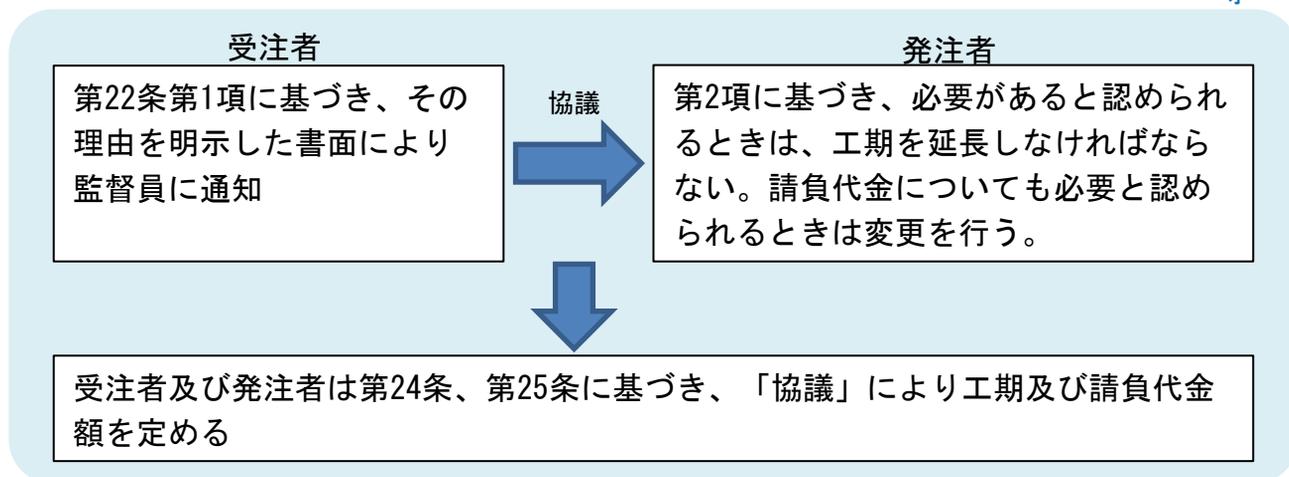
◆ 契約約款第22条に該当（受注者からの請求による工期の延長）

- 受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

例) 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合

例) 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合

例) その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合
等



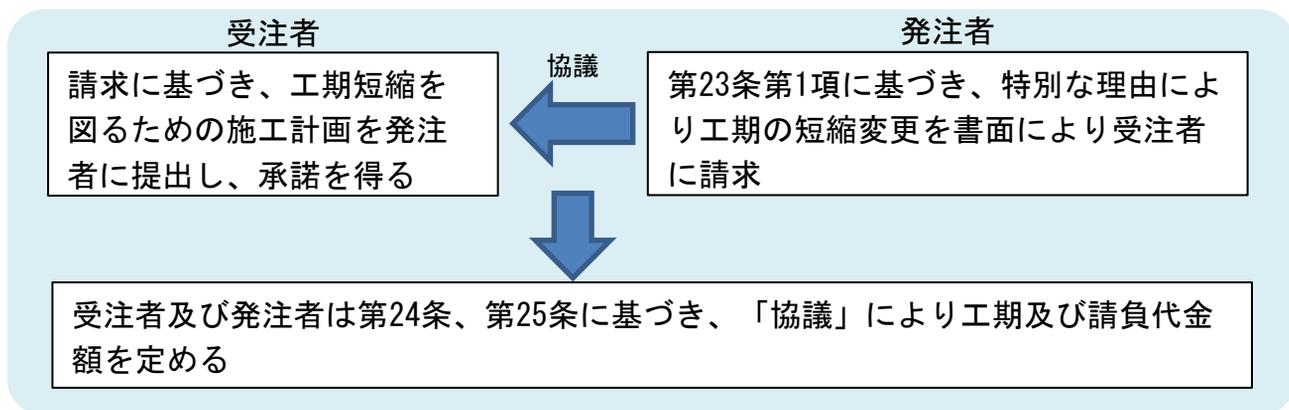
◆ 契約約款第23条に該当（発注者の請求による工期の短縮）

- 発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

例) 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合

例) 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合

例) その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合 等



3 設計変更が可能なケース

◆ 「設計図書の照査」の範囲をこえる作業

- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。（共通仕様書の「設計図書の照査」は応力計算まで求めるものではありません。）

例) 構造物の位置・高さ・延長等が変更となり構造計算の再計算が必要 等

「設計図書の照査」を越えるものの考え方をP20に具体的例示

◆ 工事打合簿への概算金額等の記載(P21参照)

- 設計変更を行う為、契約変更在先だって先行指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努める。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあっては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。**ここで記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。**

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算金額を算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

【発注者からの指示の場合】

- 1 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行う。
- 2 指示書には、変更内容による変更見込み概算金額を記載する。

【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

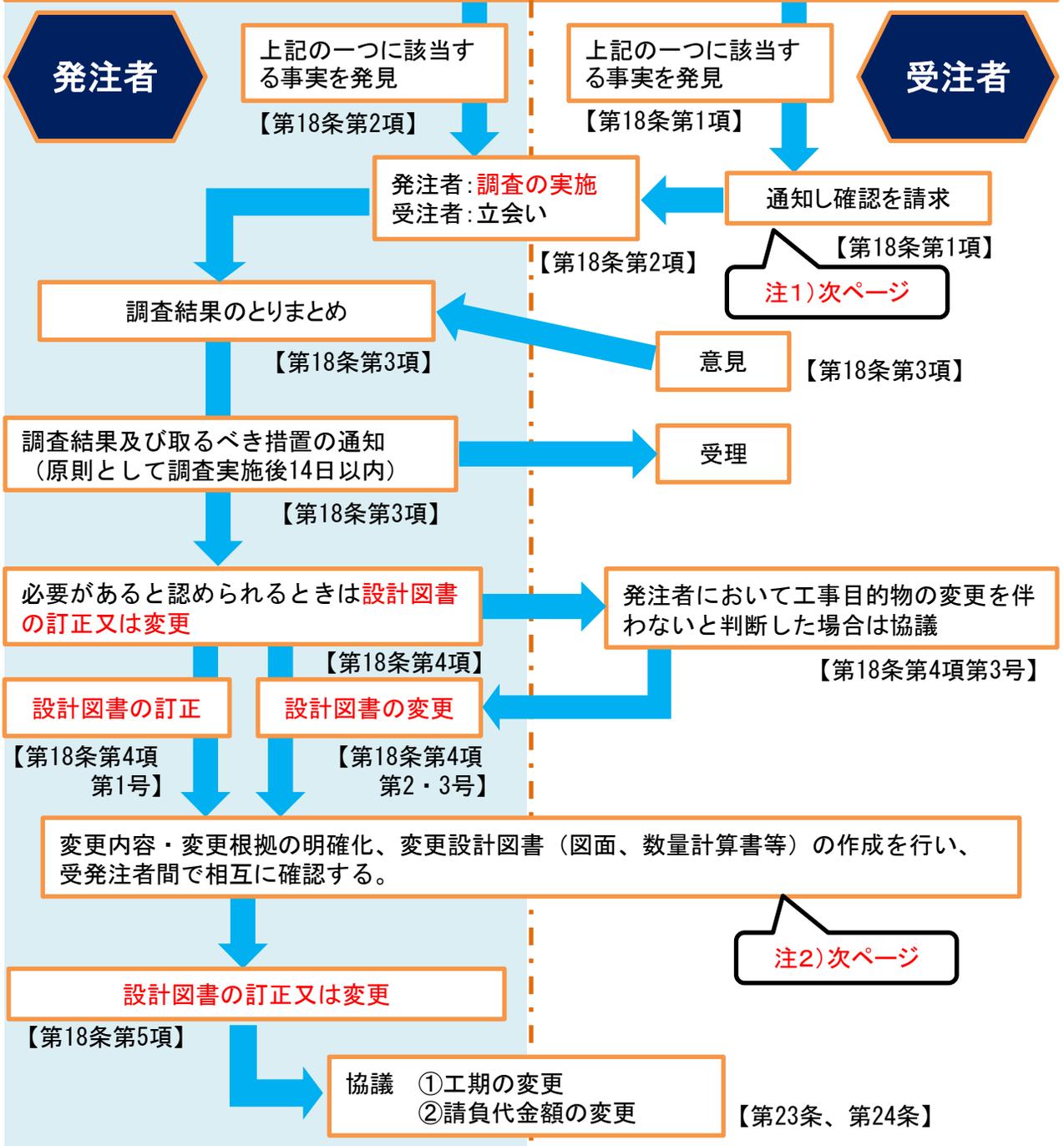
- 1 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行う。
- 2 指示書には、変更内容による変更見込み概算金額を記載する。
- 3 概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を指示書に記載する。見積書の妥当性が確認されなかった場合は、発注者において仮積算を行い、概算金額を記載する。

受注者から見積書の提出がない場合は、概算金額を記載しない。

4 設計変更手続きフロー（第18条関係）

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- ② 設計図書に誤謬、脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

【第18条第1項】



4 設計変更手続きフロー(第18条関係)

注1)設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「契約約款」第18条(条件変更等)第1項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの**資料作成に必要な費用**については受注者が行う照査の範囲内であり、**契約変更の対象としない**。

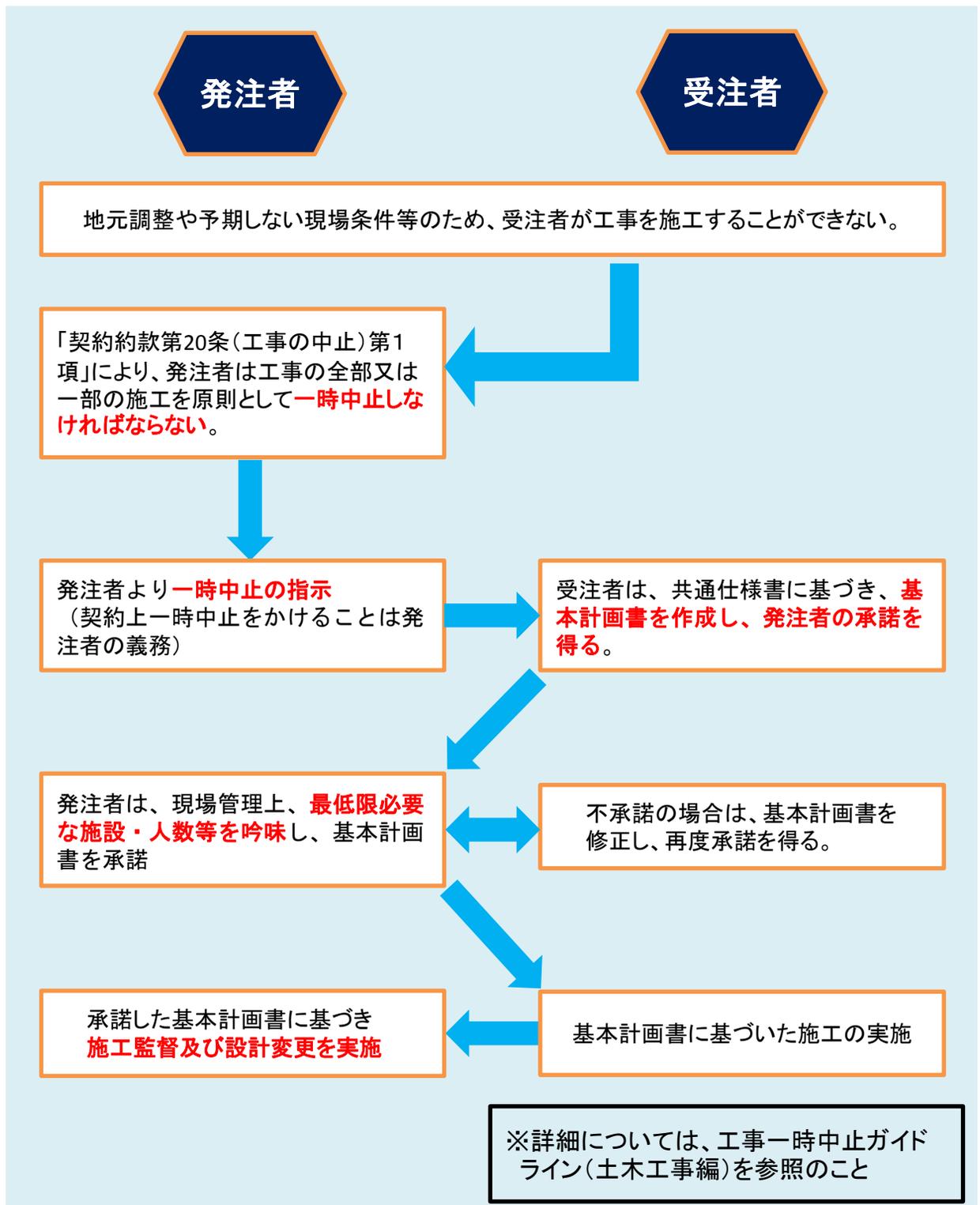
注2)設計変更に必要な資料作成

「契約約款」第18条(条件変更等)第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「契約約款」第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、**受注者が実施する場合は、以下の手続きによる。**

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

4 設計変更手続きフロー（第20条関係）

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き



5 関連事項

◆ 指定・任意の運用

指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ▶ 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。**
- ▶ 任意については、その仮設・施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない。**
- ▶ ただし、**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。**

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする**必要がある。

任意については、**受注者が自らの責任で行う**もので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。**(変更の対象としない)**

発注者（監督者）は任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応**が必要。

※任意における次のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

5 関連事項

◆ 指定・任意の運用

指定・任意の考え方

- 指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書で 指定したとおり施工を行わなければならないもの
- 任意とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書では指定せず、請負者の責任において施工を行うことができるものである

	指 定	任 意
設計図書での取り扱い	施工方法等について具体的に指定 (契約条件として位置付け)	施工方法について具体的に指定しない
施工方法の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正, 提出は必要)
施工方法の変更が生じた場合の 設計変更	対象とする (但し, 受注者の責による場合を除く)	対象としない (但し, 受注者の責によらない場合を除く)
当初明示した条件の変更が生じた場合 の設計変更	対象とする (但し, 受注者の責による場合を除く)	対象とする (但し, 受注者の責による場合を除く)

※ 入札時において、応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

◆ 設計図書の訂正又は変更

契約約款では設計図書の訂正又は変更は**発注者が行う**こととされている。

(条件変更等) ※工事請負契約約款の抜粋※

第 18 条

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

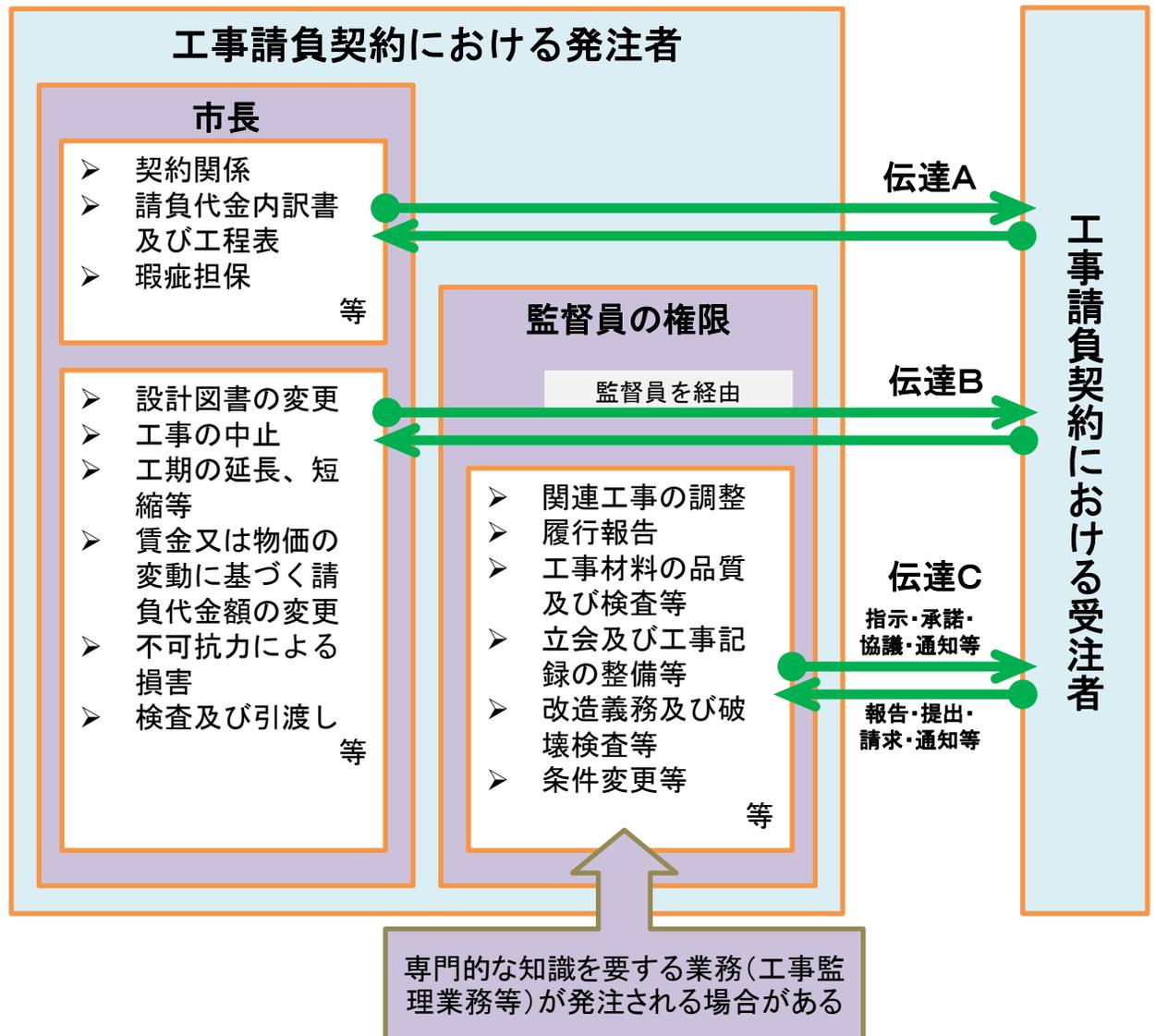
- ①第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの **発注者が行う。**
- ②第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの **発注者が行う。**
- ③第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの **発注者と受注者とが協議して発注者が行う。**

※発注者と受注者それぞれの詳細な対応方法は、「4 設計変更手続きフロー」を参照

5 関連事項

◆ 契約約款における発注者と受注者の関係

契約約款においては、監督員は発注者権限の一部を行使し（伝達C）、加えて、受注者に対する発注者組織の接点としての役割が与えられている（伝達B）。



伝達A：受注者と市長が書面を直接伝達するもの等

伝達B：受注者と市長が書面を監督員を經由して伝達するもの等

伝達C 受注者と監督員が書面を直接伝達するもの等

この「伝達」とは、契約に基づく指示・承諾・協議・報告・提出・請求・通知・立会等の発注者と受注者間の意図伝達を総称するものである。

6 その他

◆ 条件明示について

三好市管財第29号
令和2（2020）年5月26日

各所属長 様

総務部長
(公印省略)

条件明示について（通知）

市が行う建設工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、明示項目及び明示事項を取りまとめましたので業務の参考にされたく通知します。

記

1 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2 対象工事

令和2（2020）年6月1日以降に公告又は指名通知する工事とする。

3 明示項目及び明示事項

別紙のとおり

4 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5 その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき発注者と受注者が協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

6 その他

◆ 条件明示について

【別紙】

明示項目及び明示事項（土木系工事）（1 / 2）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事の関係機関との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合はその項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 施工者に、根固めブロック、桁製作等の仮設ヤードとして市有地及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉じん、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

6 その他

◆ 条件明示について

明示項目及び明示事項（土木系工事）（2 / 2）

明示項目	明示事項
安全対策関係	<p>4 交通誘導員、発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合は、その内容</p> <p>5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備が必要な場合は、その内容</p>
工事用道路関係	<p>1 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処理が必要である場合は、その処理内容</p> <p>2 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置または撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>
仮設備関係	<p>1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法</p> <p>3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建設副産物関係	<p>1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場までの距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件</p> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障物件関係	<p>1 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</p>
薬液注入関係	<p>1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p>
その他	<p>1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</p>

6 その他

◆ 三好市公共工事標準請負約款〈抜粋〉

第18条 (条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、受注者と協議しなければならない。
- 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条 (設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条 (工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

6 その他

◆ 三好市公共工事標準請負約款（抜粋）

第22条（受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第24条（工期の変更方法）

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条に定める場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条に定める場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第25条（請負代金額の変更方法等）

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

6 その他

◆ 「設計図書の照査」の範囲を越えるもの

「設計図書の照査」の範囲を越える作業として想定される具体例を次に示します。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出
- ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、共通仕様書「10-16-5-3路面切削工」「10-16-5-5切削オーバーレイ工」「10-16-5-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)

(注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

6 その他

◆ 工事打合簿概算金額記載例

工 事 打 合 せ 簿										
発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日			○年	○月	○日		
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 請求			
	<input type="checkbox"/> その他 ()									
工事名	○○年度 ○○工事									
(内容) 1. ○○工の変更(追加)について <b style="color: blue;">【通常どおり指示内容を記載(例)】 次のとおり指示します。 ①No.○からNo.○までの○○工を別紙○○図のとおり追加する。 ②○○工については、別紙○○図のとおり○○に変更する。なお、変更に伴い○○数量が減少し、○○の削孔を1箇所計上する。 添付図 ○葉、その他添付図書 ○○ <b style="color: red;">【今回の追加に係る概算金額等を記載(例)】 (別葉でもよい) 2. 参考 ①概算金額：約○○万円増額の見込み(今回打合せのみ) ②工期変更：なし <b style="color: red;">(必要に応じ記載) ③補足 ・本指示における概算金額(及び工期延長日数)は、あくまでも概算値によるものであり、後日の契約変更に係る協議のための参考値です。 ・本指示に関する契約変更については、後日(可能であれば「○年○月頃」or最終出来形確認後等)、工事請負契約約款第25条により変更協議を行う予定です。										
処理・ 問答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 請求 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()								
		年	月	日						
受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()									
	年	月	日							
			総括 監督員	主任 監督員	現場 監督員			現場 代理人	主任(監理) 技術者	